

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条例】

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

人事課

○ 職員の育児休業等に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業局

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

デジタル推進課

○ 岡山県税条例の一部を改正する条例

税務課

○ 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域福祉課

### 【解説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

## 目次

担当課（室）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九十四号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項中「第九条の五」を「第九条の八」に改める。

第九条の五を次のように改める。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第九条の五 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）第二十七条

第一項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の申告、請求又は申出（次項第二号、次条第一項及び第九条の七において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第二十七条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置  
三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

第九条の六第一項中「申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）を「請求等」に改める。

第九条の七の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の勤務時間等）

第九条の八 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務

時間、休日及び休暇については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の第九条の五第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員(職員の育児休業等)に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九十五号

職員の育児休業等に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二項の」を、「第二項、第三項及び第五項の」に改める。

第二十三条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第二十四条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下この条において「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十四条第二項中「を除く」を「(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。)を除く」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(第二号部分休業の承認)

第二十四条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下この条において「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時

間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第二十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間)

第二十四条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十四条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十六条中「第十四条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、職員が育児休業法第十九条第三項の規定による変更をしたときとする」に改める。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「一部(一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。

以下この項において同じ。)」を「全部又は一部」に、「において一日の勤務時間の一部」を「において一日の勤務時間の一部(一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。以下この項において同じ。)」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第五号)による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十四

条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十分五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三の三の項を三の四の項とし、三の二の項の次に次のように加える。

三の三 知事

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九十七号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改め、「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第三十一条中「及び」を「、特定親族特別控除額及び」に改める。

第三十四条の六第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。

第百四条に次の一項を加える。

5 円滑化協定（法第百四十四条の三第五項に規定する円滑化協定をいう。）に基づき締約国軍隊（同項に規定する締約国軍隊をいう。第百四条の四の二及び第百四条の二十三第九項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る

部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。  
第百四条の四の次に次の一条を加える。

第百四条の四の二 締約国軍隊が、第百四条第五項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第百三条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第百四条の十八第一号中「所在地」の下に「、代表者の氏名」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第百四条の二十三に次の一項を加える。

9 締約国軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則第十三条第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

附則第二十条を次のように改める。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第二十条 令和八年四月一日以後に第七十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第七十一条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（法第七十四条の三の二の規定により製造たばこみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるものその他の令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は適用しない。  
附則第二十一条の二第四項中「ものとする」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十二条の二の七第五項から第七項までに規定する場合において、これらの規定に規定する軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第四百四条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条第三項の改正規定（「昭和二十二年法律第六十七号」を削る部分に限る。）及び第四百四条の十八の改正規定並びに附則第二十一条の二第四項の改正規定 公布の日

二 附則第二十条の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

三 第四百四条に一項を加える改正規定、第四百四条の四の次に一条を加える改正規定及び第四百四条の二十三に一項を加える改正規定並びに附則第二十一条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第六項から第八項までの規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。第四号において「改正法」という。） 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 第二十九条第三項の改正規定（「昭和二十二年法律第六十七号」を削る部分を除く。） 改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日  
（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第三十一条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十四条の六第一項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十四条の六第一項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第三十四条の六第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

##### （たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第二十条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において

同じ。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、岡山県税条例第七十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第七十一条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第二十条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 岡山県税条例第七十一条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第二十条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

6 新条例第四百四条第五項及び第四百四条の四の二の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（岡山県税条例第三百三条第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、第三号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

7 新条例第四百四条の二十三第九項の規定は、第三号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、第三号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

（岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

8 岡山県税条例等の一部を改正する条例（令和七年岡山県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二十一条の二第四項」を「第二十一条の二第五項」に改める。

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第九十八号

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例（平成三十年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地域経済牽引事業促進区域における

県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする同条第一項に規定する施設設置者で、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新条例第一条に規定する対象施設の用に供する新条例第二条第一項に規定する家屋又はその敷地である土地の取得をしたものについては、その者の最初の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九十九号

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岡山県民生委員の定数に関する条例（平成二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二八五人」を「二八八人」に改め、同条第三号中「一六一人」を「一六二人」に改め、同条第十号中「一二二人」を「一二三人」に改め、同条第十九号中「六八人」を「六九人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について  
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、妊娠等についての申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等を知らせるための措置を講ずる等  
所要の改正を行うものである。

◎ 職員の育児休業等に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を  
定める条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、育児等と仕事の両立を支援するため、  
職員が一日につき二時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認について、勤務時間の始め又  
は終わりにおいて行うものとする規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の  
利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号等の  
利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことにより、県が行う先天性血  
液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用の支給に関する事務に係る県民の負担の軽減及び県の  
事務の効率化を図るため、当該利用等に関し必要な事項を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について総所得金額等の控除額に特定親族特別控除額  
を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団  
体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除  
を行う対象施設の取得期限を延長したものである。

◎ 岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

市町村長の意見等に鑑み、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものである。